

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県人事委員会
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

四 二 二 一 一

福島県人事委員会

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年福島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（採用給与課）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一環境医学研究所の項を削る。

別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項中「風評・風化対策監」を「風評・風化対策監」に改め、同部出先機関の項中「環境創造センター部長」を「環境創造センター環境創造センター」に改め、同部出先機関の項中「食肉衛生検査所次長」を「食肉衛生検査所次長」に改め、同表教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の部養護教育センターの項中「養護教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

「食肉衛生検査所次長」を「食肉衛生検査所次長」に改め、同表教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の部養護教育センターの項中「養護教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

「動物愛護センター次長」を「動物愛護センター次長」に改め、同表教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の部養護教育センターの項中「養護教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

「動物愛護センター次長」を「動物愛護センター次長」に改め、同表教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の部養護教育センターの項中「養護教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

「動物愛護センター次長」を「動物愛護センター次長」に改め、同表教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の部養護教育センターの項中「養護教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

別表第六の一の表中 「福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場」を「福島県相双」に改め、同表教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の部養護教育センターの項中「養護教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

「福島県相双」を「福島県相双」に改め、同表教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の部養護教育センターの項中「養護教育センター」を「特別支援教育センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（採用給与課）

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年三月三十一日

福島県人事委員会
委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第十一号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二相馬市の項を削り、同表田村市の項中

田村市立古道小学校
田村市立都路中学校
田村市立岩井沢小学校

二級	田村市立都路小学校
一級	田村市立都路中学校

「南会津町立松沢小学校」に改める。
「南会津町立松沢小学校」に改め、同表南会津郡の項中「南会津町立松沢小学校」を

相馬市立玉野小学校
相馬市立玉野中学校

別表第四の五の表中
二本松市立塩沢小学校

を「二本松市立塩沢小学校

相馬市
二本松市
「伊達市立白根小学校
伊達市立山舟生小学校
伊達市立大石小学校」

に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（採用給与課）

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年三月三十一日

福島県人事委員会
委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第十二号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十條中「第二十五條第一項」を「第二十五條の二第一項」に改める。
第十三條中「四（職員が第三十八條第二項第一号に規定する特定職員であるときは、三）」を「別表第三十に定める昇給号給数表のC欄の昇給の号給数の項の上段に掲げる号給数」に改める。
第二十五條を第二十五條の二とし、第二十四條の次に次の一條を加える。

（降格の基準）

第二十五條 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第一項の規定により当該職員を降格させることができる。

第三十五條の二及び第三十五條の三を次のように改める。

（昇給日及び評価終了日）

第三十五條の二 條例第四條第三項の規定により昇給を行う同項の人事委員会規則で定める日は、第四十條又は第四十一條に定めるものを除き、毎年一月一日（以下「昇給日」という。）とし、昇給日前における同項の人事委員会規則で定める日は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十三條の二第二項の規定に基づき、昇給日前一年間における各任命権者が定める人事評価の終了日（以下「評価終了日」という。）とする。

（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由）

第三十五條の三 條例第四條第三項の人事委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会が定める事由とする。

第三十八條を次のように改める。

（昇給区分及び昇給の号給数）

第三十八條 評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した二回の業績評価の結果又は直近の総合評価（教育長が別に定める評価方法による最終的な評価をいう。）の結果（以下この条において「昇給評語」という。）がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号

- に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第一号ア若しくはイ又は第三号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。
- 一 昇給評語が上位の段階である職員又は人事委員会の定める者のうち勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
- ア 勤務成績が極めて良好である職員 A
 イ アに掲げる職員以外の職員 B
- 二 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C
- 三 昇給評語のいずれかが下位の段階である職員のうち、勤務成績が良好でない職員、評価終了日以前一年間において懲戒処分を受けた職員及び第三十五条の三に規定する事由に該当した職員並びに条例第四条第三項後段の適用を受けることとなつた職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
- ア 勤務成績がやや良好でない職員 D
 イ 勤務成績が良好でない職員 E
- 2 前項の場合において、同項第三号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同号アに掲げる職員にあつてはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあつてはC又はDの昇給区分に決定することができる。
- 3 職員が国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、昇給評語の全部又は一部がない場合には、第一項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。
- 4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- 一 人事委員会の定める事由によつて九月三十日以前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から当該期間の末日までの期間。次号において「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第一項第三号イに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
- 二 人事委員会の定める事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E
- 5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。
- 6 各任命権者において、前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他の人事委員会の定める場合を除き、人事委員会の定める割合におおむね合致していなければならない。
- 7 条例第四条第三項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表（別表第三十）に定める号給数とする。
- 8 前年の昇給日後に、新たに職員となつた者又は第二十四条第三項、第二十八条若しくは第四十三条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となつた者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数）に、その者の新たに職員となつた日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（二月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（二月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で人事委員会の定める号給数）とする。
- 9 前二項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 10 第七項又は第八項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十六条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第七項又は第八項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 11 一の昇給日において第一項又は第三項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の職員の数、第六項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。
- 第四十八条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「法」に、「休暇期間等調整換算表（別表第三十）」を「休暇期間等調整換算表（別表第三十一）」に、「（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日」を「同日」に、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改める。
- 別表第一の三級の項第三号中「部長又は」を削り、同項第五号中「機関長」の下に「（あつま機関長を除く。）」を加え、同表四級の項中第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「機関長」の下に「（あつま機関長を除く。）」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十号を第十一号とし、同項第九号中「部長又は」を削り、同号を同項第十号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「船長」の下に「又はあつま機関長」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、同項第三号中「科長又は」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。
- 三 規模の小さい出先機関の部長の職務
- 別表第一の五級の項中第十三号を第十四号とし、同項第十二号中「又は」を「若しくは」に改め、「船長」の下に「又はあつま機関長」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号を第十二号とし、同項第十号中「科長又は」を削り、同号を同項第十一

号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。
 十 困難な業務を行う規模の小さい出先機関の部長の職務
 別表第一の七級の項及び八級の項中「風評・風化対策監」の下に、「国際研究産業都市推進監」を、「教育次長」の下に、「県立高校改革監」を加える。
 別表第二十を別表第三十一とし、別表第二十九の次に次の一表を加える。
別表第30 (第38条関係)
 昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8	6	4 (第36条各号に掲げるもの(1)にあつては、3)	2	0
	2	1	0	0	0

備考 この表の昇給の号給数の項の上段の号給数は条例第4条第5項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

- (施行期日)
 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
 2 平成三十年一月一日に行われる昇給に関する経過措置
 平成三十年一月一日に行われる職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第四条第三項の規定による昇給については、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第三十八条第四項中「九月三十日以前一年間」とあるのは、「平成二十九年一月一日から同年九月三十日までの期間」とする。
 (採用給与課)

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十九年三月三十一日

福島県人事委員会
 委員長 今野 順 夫
福島県人事委員会規則第十三号
市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
 第一条第二項に次のただし書きを加える。
 ただし、給料の決定のうち昇給の決定については、県立学校教職員(県立学校に勤務する職員のうち、職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第三条第一項第三号の教育職給料表の適用を受ける者をいう。)の例による。
 第六条の二の表第二十五条第一項の項中「第二十五条第一項」を「第二十五条の二第一項」に改め、同条の表第二十五条第四項の項を削り、同表第三十五条の二、第三十五條の三、第三十八条第一項及び第四十條の項中「第三十八条第一項」の下に「第三号、同条第七項」を加え、同表第三十八条第二項第一号の項を削り、同表第三十八条第二項第二号及び第三号並びに第三十九條の項中「第三十八条第二項第二号及び第三号並びに」を削り、同表に次のように加える。

別表第三十	第三十六條	市町村立学校職員初任給規則第六條の三
別表第三十備考	條例第四條第五項	市町村立学校職員給与條例第五條第五項

附 則

- (施行期日)
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 2 平成三十年一月一日に行われる昇給に関する経過措置
 平成三十年一月一日に行われる福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)第五条第三項の規定による昇給については、改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第一条第二項ただし書の規定により県立学校教職員(県立学校に勤務する職員のうち、職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第三条第一項第三号の教育職給料表の適用を受ける者をいう。)の例によるものとされる初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成二十九年福島県人事委員会規則第十二号)附則第二項中「職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第四条第三項」とあるのは、「福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)第五条第三項」に読み替えるものとする。
 (採用給与課)

